

鋼船規則

鋼船規則検査要領

R 編

防火構造, 脱出設備及び
消火設備

鋼船規則 R 編
鋼船規則検査要領 R 編

2017 年 第 2 回 一部改正
2017 年 第 2 回 一部改正

2017 年 12 月 25 日 規則 第 84 号 / 達 第 89 号
2017 年 7 月 26 日 技術委員会 審議
2017 年 12 月 15 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

鋼船規則

規則

R 編

防火構造, 脱出設備及び消火設備

2017 年 第 2 回 一部改正

2017 年 12 月 25 日 規則 第 84 号

2017 年 7 月 26 日 技術委員会 審議

2017 年 12 月 15 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備

4 章 発火の危険性

4.5 タンカーの貨物エリア

4.5.7 ガスの管理*

(1)及び(2)を次のように改める。

ガスの管理については、次によらなければならない。

- (1) タンカーは可燃性蒸気及び酸素の濃度を測定するために、それぞれ ~~2~~1 個の可搬式計測器を十分な数の予備とともに機器の校正のための装置とともに備えること。また、当該可搬式計測器は、適切に較正されたものとすること。なお、当該可搬式計測器可燃性蒸気の濃度測定用の計測器は本会の適当と認めるものとする。
- (2) 二重船殻区画及び二重底区画におけるガス計測装置については以下によること。なお、当該装置は本会の適当と認めるものとする。
 - (a) 酸素と可燃性蒸気との濃度測定のため可搬式計測器 ~~2~~1 個の持運び式濃度計測装置を備えること。当該可搬式計測器計測装置の選択に際して、(b)の規定に掲げる固定式ガス採取管系統と結合して使用できるように十分な考慮を払うこと。
(b)及び(c)は省略
- ((3)は省略)

附 則

1. この規則は、2017年12月25日から施行する。

鋼船規則検査要領

R 編

防火構造, 脱出設備及び消火設備

要
領

2017 年 第 2 回 一部改正

2017 年 12 月 25 日 達 第 89 号

2017 年 7 月 26 日 技術委員会 審議

2017年12月25日 達 第89号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備

改正その1

R4 発火の危険性

R4.5 タンカーの貨物エリア

R4.5.5 イナートガス装置

-5.を次のように改める。

-5. 規則 R 編 4.5.5-3.(1)にいう「二重船殻区画」とは、貨物タンクに隣接するすべてのバラストタンク並びに二重底及び二重船殻の空所（船首部バラストタンク並びに貨物タンクに隣接する隔壁甲板より下方に位置するすべてのタンク及び区画を含む。なお、ここでいうタンク及び区画とは、~~R4.5.7-35.~~から~~57.~~によること。）をいう。ただし、貨物ポンプ室及びバラストポンプ室は除く。

R4.5.7 ガスの管理

-1.を次のように改める。

-1. 規則 R 編 4.5.7(1)で要求される可燃性蒸気及び酸素の濃度を測定するための可搬式計測器は、規則 R 編 4.5.7(2)(a)及び 35.2.2-4.(6)で要求される可搬式計測器持運び式濃度計測装置と兼用して差し支えない。

-2.から-5.を-4.から-7.に改め、-2.及び-3.として次の2項を加える。

-2. 規則 R 編 4.5.7(1)にいう「適切に校正されたもの」とは、船上又は陸上において製造者の作成した手引書に従って校正が実施され、その校正の記録を備えるものをいう。ただし、ここでいう校正に製造者が推奨する操作前の精度確認は含めない。

-3. 規則 R 編 4.5.7(1)で要求される可搬式計測器の数について、酸素及び可燃性蒸気の両方の濃度が測定できる可搬式計測器を備える場合、予備を含めて少なくとも2つ備えること。酸素及び可燃性蒸気の濃度測定用の可搬式計測器をそれぞれ別に備える場合、それぞれの可搬式計測器を予備を含めて少なくとも2つずつ備えること。

~~24.~~ (省略)

~~35.~~ (省略)

-46. (省略)

-57. (省略)

R4.5.10 貨物ポンプ室の保護

-4.を次のように改める。

-4. 規則 R 編 4.5.10(3)にいう「本会の適当と認めるもの」とは、R4.5.7-24.(1)又は(2)に示すところによる。

R10 消火

R10.2 給水装置

R10.2.1 消火主管及び消火栓

-8.として次の1項を加える。

-8. 規則 R 編 10.2.1-3.の適用上、暴露甲板上又はその上方にコンテナを5段以上積載するように設計された船舶の消火主管の径については、R10.2.2-9.及び-10.による。

R10.2.2 を次のように改める。

R10.2.2 消火ポンプ

(-1.から-8.は省略)

-9. 規則 R 編 10.2.2-4.(1)の適用上、暴露甲板上又はその上方にコンテナを5段以上積載するように設計された船舶であっても、規則 R 編 10.7.3-2.に規定する移動式水モニタが専用のポンプ及び管系により供給給水される場合には、主消火ポンプの総容量は、 $180 \text{ m}^3/\text{h}$ を超える必要はなく、~~4~~消火主管の径は、 $140 \text{ m}^3/\text{h}$ の水を送るために十分なものであればよい。

-10. 規則 R 編 10.2.2-4.(1)の適用上、暴露甲板上又はその上方にコンテナを5段以上積載するように設計された船舶であって、規則 R 編 10.7.3-2.に規定する移動式水モニタが主消火ポンプにより給水される場合には、主消火ポンプの総容量及び消火主管の径は、要求されるすべての消火ホース及び移動式水モニタに対して同時に給水するために十分なものとすること。ただし、主消火ポンプの総容量は、次の(1)又は(2)のうちいずれか小さい値以上とすること。

(1) ビルジ排水のために規則 D 編 13.5.4-2.の規定により必要とされる量の3分の4

(2) $180 \text{ m}^3/\text{h}$

R19 危険物の運送

R19.3 特別要件

R19.3.1 給水装置

-8.として次の1項を加える。

-8. 規則 R 編 19.3.1-5.の適用上, 暴露甲板上又はその上方にコンテナを 5 段以上積載するように設計された船舶において, 規則 R 編 10.7.3-2.に規定する移動式水モニタ及び規則 R 編 19.3.1-3.に規定する貨物区域に対する固定式の散水装置又は張水装置が主消火ポンプにより給水される場合には, 主消火ポンプの総容量及び消火主管の径は, 次の(1)又は(2)のうちいずれか大きい方に給水を行うために十分なものとする。ただし, 主消火ポンプの総容量は, R10.2.2-10.(1)又は(2)のうちいずれか小さい値以上とすること。

- (1) 規則 R 編 10.7.3-2.に規定する移動式水モニタ及び規則 R 編 19.3.1-2.で要求される 4 のノズル
- (2) 規則 R 編 19.3.1-2.で要求される 4 のノズル及び規則 R 編 19.3.1-3.で要求される固定式の散水装置又は張水装置

附 則 (改正その 1)

1. この達は, 2017 年 12 月 25 日から施行する。

R9 火災の抑制

R9.2 防熱上及び構造上の境界

R9.2.3 を次のように改める。

R9.2.3 隔壁及び甲板

-1. 保全防熱性基準を適用する上で区画を分類する場合には、規則 R 編 9.2.3-2.(1)から(11)までの規定によるほか、表 R9.2.3-1.にもよること。なお、規則 R 編 9.2.3-2.にいう「小さな閉囲された部屋」とは、通路に出入口を持たず、当該区画からのみの出入口しかない場所で、かつ、人がある程度の時間にわたり占有するような場所、例えば寝室をいい、開口の割合についてはそれらを仕切る仕切りに対する戸の面積の割合をいう。なお、当該区画からのみの出入口しかない場所で当該出入口の開口が 30%未満の場合にあっても、~~小さなロッカ室、貯蔵品室、~~制御場所用の便所等は、その区画の一部とみなして差し支えない。

(-2.から-16.は省略)

-17. 規則 R 編 9.2.3-2.の適用上、操舵室に隣接し同場所からのみ出入り可能なロッカ室は、「制御場所」とみなして規則 R 編表 R9.1 の脚注 e を適用して差し支えない。

表 R9.2.3-1.を次のように改める。

表 R9.2.3-1.

制御場所	航海機器（操舵用制御装置、コンパス及びレーダー）の設置場所 電気室（充放電盤又は充電器のある場所）、蓄電池室、航海計器用及び無線用 M-G 室又はインバータ室 固定式消火装置の制御装置を設置する区画及び消火剤格納場所（注(1)） 操舵室に隣接し同場所からのみ出入り可能なロッカ室
(省略)	

R9.2.4 タンカー

-4.として次の1項を加える。

-4. 規則 R 編 9.2.4-2.の適用上、操舵室に隣接し同場所からのみ出入り可能なロッカ室は、「制御場所」とみなして規則 R 編表 R9.3 の脚注 c を適用して差し支えない。

附 則（改正その2）

1. この達は、2018年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

R13 脱出設備

R13.4 機関区域からの脱出設備

R13.4.2 脱出設備の免除

-5.を次のように改める。

-5. 規則 R 編 13.4.2 の適用上、~~操舵機室と同等の保全防熱性を有する~~階段室及び／又は通路のみを経由する脱出経路は、規則 R 編 13.4.2 にいう「開放甲板へ直接通じる経路」とみなす。ただし、当該経路は以下のいずれか厳しい方と同等の保全防熱性を有すること。

- (1) 当該操舵機室
- (2) 階段室及び／又は通路

附 則 (改正その3)

1. この達は、2018年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更があつては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があつた場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。